

■第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料の算定方法

介護保険料は、ご自身の前年中の所得等及びご自身・世帯員の現年度の市民税課税状況により、15段階に区分されます（介護保険法第129条、同法施行令第39条、市介護保険条例第3条）。

基準額 年額 63,864円（令和6年度～令和8年度）

令和6年度～令和8年度（第9期計画）の保険料区分

所得段階	対 象 者	割 合	年間保険料額
第1段階	生活保護または老齢福祉年金を受給している方 世帯全員が市民税非課税で本人の公的年金等収入額 と合計所得金額の合計が80万9千円以下の方	基準額 × 0.25	15,900円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で本人の公的年金等収入額 と合計所得金額の合計が80万9千円を超えて120万円 以下の方	基準額 × 0.37	23,600円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で本人の公的年金等収入額 と合計所得金額の合計が120万円を超える方	基準額 × 0.685	43,700円
第4段階	本人が市民税非課税（世帯に市民税課税者がいる） で本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が 80万9千円以下の方	基準額 × 0.88	56,200円
第5段階	本人が市民税非課税（世帯に市民税課税者がいる） で本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が 80万9千円を超える方	基準額	63,800円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の 方	基準額 × 1.1	70,200円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上 210万円未満の方	基準額 × 1.25	79,800円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が210万円以上 320万円未満の方	基準額 × 1.4	89,400円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が320万円以上 420万円未満の方	基準額 × 1.55	98,900円
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が420万円以上 520万円未満の方	基準額 × 1.9	121,300円
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が520万円以上 620万円未満の方	基準額 × 2.1	134,100円
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が620万円以上 720万円未満の方	基準額 × 2.3	146,800円
第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額が720万円以上 820万円未満の方	基準額 × 2.4	153,200円
第14段階	本人が市民税課税で合計所得金額が820万円以上 1,000万円未満の方	基準額 × 2.5	159,600円
第15段階	本人が市民税課税で合計所得金額が1,000万円以上の 方	基準額 × 2.6	166,000円

※介護保険法施行令の一部改正により、令和6年度は80万9千円を80万と読み替えて算定します。

- 第1～3段階の方は、公費により保険料額が軽減されています。
- 第1～5段階における合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額（所得金額調整控除の適用がある場合には、適用前の金額）から10万円を控除します（控除後の金額が0円を下回る場合には0円とします）。